

# 特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 事務局規則

平成 18 年 11 月 10 日

ひらかた環境ネットワーク会議規則第 3 号

## (目的)

- 第 1 条** この規則は、特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という）定款第 4 2 条に基づき、事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定めたものである。
- 2 事務局は、ネットワーク会議全体の事業計画の立案・まとめ及びその推進並びに予算計画及び決算等の円滑な遂行に努めなければならない。
  - 3 事務局は、常に各部会と連絡・協調してネットワーク会議の活動・業務遂行のための情報の収集並びに管理及び広報に努めなければならない。
  - 4 事務局は、ネットワーク会議の円滑な事業推進のため、内外関連部門との円滑な調整・連絡を図らなければならない。
  - 5 この規則による事務局職員（以下「職員」という）の就業・給与等については、別に定める。

## (構成)

- 第 2 条** 事務局に、事務局長 1 人、その他の職員若干名を置く。
- 2 理事会は、必要に応じ事務局に事務局長代理を置くことができる。事務局長代理は、事務局長の指示に従い、事務局長に代わってその管掌事務を行うこととする。

## (採用)

- 第 3 条** 職員は、別に定める規則により、公募を原則として採用する。
- 2 事務局長については、運営委員会の推薦により、理事会の承認を経て、理事長が任命することができる。

## (職務)

- 第 4 条** 事務局は、常に一体となり、調和協調して、ネットワーク会議の定款に定める事務を行い、事務局業務の遂行に努めなければならない。
- 2 事務局長は、理事長の指揮により職員を統括する。
  - 3 その他の職員は、事務局長の指示による事務局業務を行う。
  - 4 理事会は、必要に応じ事務局における事務処理について規程等を定めることができる。
  - 5 理事会は、事務局職員の業務内容並びにその配置を定める。

## 附 則

- 1 この規則は、ネットワーク会議の成立の日から施行する。
- 2 平成 18 年 11 月 10 日に改正。
- 3 平成 23 年 5 月 13 日に改正。